

ぐんま食の安全情報

Vol.92

ぐんま食の安全情報は、食の安全に関する情報を食の安全情報通信員の皆さんを通じてお届けする情報紙です。

2013年1月発行
編集発行
群馬県食品安全局食品安全課

情報No. 92 BSE対策が見直されようとしています

BSEとは牛海綿状脳症の略称で、牛の病気の一つです。名前の示すとおり、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動や運動失調などの症状が出て死亡します。1986年（昭和61年）に初めてイギリスで報告された当時、「狂牛病」という言葉と運動失調の牛の映像が繰り返しニュースで取り上げられた記憶のある方も多いことでしょう。あれから世紀をまたいで30年近く経つ2013年（平成25年）の現在、BSE対策が大きく変わろうとしています。今回は、BSE対策の見直しについてお伝えします。

どうしてBSEになるのか？

動物の体の中にあるタンパク質の一種に「プリオン」というものがあります。BSEは牛の正常プリオンが異常プリオンに変化し、脳やせき髄などに蓄積することが原因と考えられています。2012年（平成24年）7月までに世界で約19万頭確認されています。



分かってきたこと

- 牛の異常プリオンは99%以上が特定危険部位（脳、せき髄、回腸遠位部、背根神経節を含むせき柱）に蓄積している。
- 牛同士の接触や、空気感染はしない。

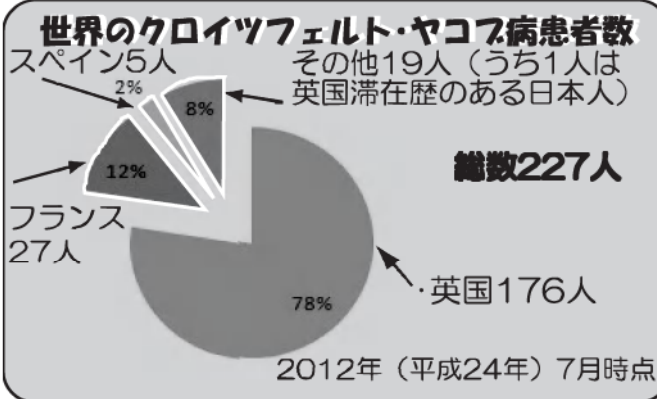
はっきり分らないこと

- 牛の体内における異常プリオン増幅のメカニズム。

当時、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として牛に与えていたことから、感染が拡大したと考えられています。現在、肉骨粉を牛に与えることは規制されています。

ヒトへの感染の可能性は？

異常プリオンによって引き起こされる病気として、「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」があります。この病気は、BSEに感染した牛をヒトが食べることにより起こると考えられています。



ただし世界の「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」の発生ピークは13年前の2000年（平成12年）です。これは各国の飼料規制などのBSE対策が有効に働いたものと考えられています。

分かってきたこと

- 牛からヒトへの感染には、「種の壁」という動物種ごとのBSEのうつりやすさの差があること。

種の壁

日本の食品安全委員会にあたる欧州食品安全機関（EFSA）では、ウシは、ヒトの4,000倍BSEに感染しやすいと推定しています。

牛トレーサビリティはBSE対策の一環だった！

平成23年7月、放射性物質に汚染された稲わらを与えられた牛が流通した時、牛肉の個体識別番号を調べたのは記憶に新しいことでしょう。実は、牛トレーサビリティ法の元々のきっかけはBSE対策でした。個体識別番号から生産流通状況を追うことができるように導入されました。次に、BSE対策全体について見てみましょう。

耳標（個体識別番号）
生涯唯一の番号。同じ番号の牛は存在しません。

BSEの安全対策について

1. BSEの国内進入防止対策

- ・飼料規制・・・牛などの反すう動物に対する肉骨粉の使用禁止・輸入禁止
- ・発生国からの輸入制限・・・牛肉・牛肉加工品

2. 異常プリオン汚染防止対策

- ・特定危険部位（異常プリオンが蓄積しやすい場所）の除去・焼却
- ・BSE検査

3. 国内産牛の流通把握

- ・牛トレーサビリティ法の確立



牛への肉骨粉使用は2001年（平成13年）に法的に規制され、2003年（平成15年）以降に産まれた牛からは、BSEの発生は確認されていません。飼料規制などがBSEの発生に有効であることが分かります。

ピーク

1992年 > 2011年
37,316頭 > 29頭



BSEの検査について

日本ではBSEの全頭検査は平成13年に開始され、平成24年3月末までに約1,300万頭の牛を検査し、36頭のBSE検査陽性牛を確認しました。このうち、21ヶ月齢と23ヶ月齢の2頭を除けば、全て48ヶ月齢以上の牛です。また、BSE感染牛の脳を経口投与（食べさせた）牛の脳を調べたところ、異常プリオンが検出されたのは、投与後44ヶ月目以降でした。

36頭 / 13,000,000頭

11年で



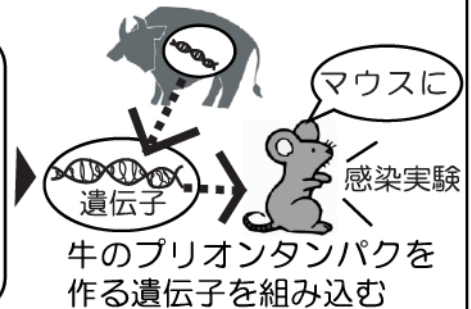
BSE

0.0003%!



(参考) 英国は184,619頭が陽性

この21ヶ月齢と23ヶ月齢の牛の脳で、BSEにかかりやすくなったマウス（牛の遺伝子を持つマウス）に感染実験を行ったところ、このマウスには感染しませんでした。



食品安全委員会では、現在の飼料規制などの措置を前提に、これらの科学的知見を踏まえて、検査対象月齢が20ヶ月齢までと30ヶ月齢までのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、ヒトへの健康影響は無視できるとしています。

BSE対策の見直しについて

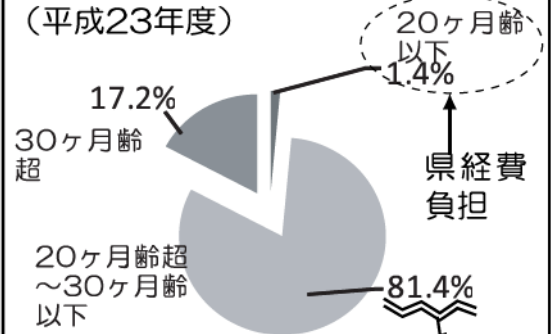
厚生労働省では、次のような見直しを検討しています。

- (1) 検査対象月齢・・・「20ヶ月齢超」→「30ヶ月齢超」に
- (2) 特定危険部位（脳・せき髄）の月齢範囲・・・「全月齢」→「30ヶ月齢超」に

厚生労働省は、平成17年に国庫補助の対象を「全頭」から「21ヶ月齢以上」と変更しました。その後、全国で各自治体が費用を負担した上で全頭検査を行っています。右は、群馬県の月齢別の検査状況です。



群馬県の月齢区分によるBSE検査状況 (平成23年度)



厚生労働省がBSE対策を見直した場合、本県が同様の対策を取るかどうかは最終的には「群馬県牛海綿状脳症対策本部」が決めることとなります。

厚生労働省が、検査対象月齢の見直しをすると、グラフの81.4%部分も県の経費負担となります。

群馬県では、「県民会議」や「^{かたるべ}語部の会」（意見交換会）などの機会を利用し、なぜ今、BSEに関して考える必要があるのか情報を発信しています。この「安全情報」をきっかけに、もっとBSEに興味を持っていただければ幸いです。

お知らせ

不定期発行について、御理解と御協力ありがとうございます。次回は、2月発行予定です。



御意見・御感想
お問い合わせは
こちらへ

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁食品安全課
TEL: 027-226-2423 FAX: 027-221-3292
電子メール: shokuanze@pref.gunma.jp